

## 医療・介護協力病院協定

公益社団法人 日本海員掖済会 神戸掖済会病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)  
は、乙が運営する の協力病院として以下の通り協定する。

### 「総則」

1. 甲は、乙が運営する施設の患者及び入居者又は入所者が入院治療を必要とするときは、診療結果に基づき、乙の施設の医師及び嘱託医と協力して治療に当たるものとする。
2. 甲は、乙が運営する施設の患者及び入居者又は入所者が入院治療を必要とするときは、その受入に協力すると共に、お互いに密接な連絡のもとに入院者の治療に当たるものとする。又、緊急時等における対応については、乙により1年間に1回以上、甲の協力の下、見直しを行い、必要に応じて対応方法の変更を行うものとする。
3. 甲は乙が以下に必要とする場合「細則」を以て協力するものとする。

- 救急医療連携「細則1参照」
- 協力医療機関連携加算連携「細則2参照」
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）「細則3参照」
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）「細則4参照」

(協定期間)

4. 本協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。  
但し、甲及び乙いずれかから別段の意思表示がない時は、本協定は更に1年継続するものとし、以降も同様とする。

(解約)

5. 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由が発生した場合は、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

(協議)

6. 本協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号  
名称 神戸掖済会病院  
代表者 院長 藤 久和 ㊟

乙 住所  
名称  
代表者 ㊟

## 医療・介護協力病院協定細則

### 「細則」

#### 1. 救急医療連携

(対象施設: 特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護も含む)・介護老人保健施設・介護医療院)

ア. 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

イ. 介護保険施設等と協力医療機関として、当該施設の入居者又は入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、1月に1回以上の頻度でカンファレンスを実施すること。

ウ. 神戸掖済会病院の24時間連絡を受ける体制を有していること。平日は地域連携室、時間外・夜間・休日は当直医にて対応とする。

#### 2. 協力医療機関連携加算連携

連携体制構築のため入所者又は入居者の現病歴の情報共有を行うための会議を定期的実施する。

#### 3. 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム(外来感染対策向上加算にあつては、院内感染管理者。)により、職員を対象として、定期的に行う研修・感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、定期的に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練・地域の医師会が定期的主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについては、その内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗菌薬の使用状況などの情報の共有及び意見交換を行う場合もあるため、カンファレンスの内容として、高齢者施設等における感染対策に資するものであることを事前に確認の上、参加すること。

また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

#### 4. 高齢者施設等感染対策向上加算 (II)

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。

- ・施設等の感染対策の現状の把握、確認(施設等の建物内の巡回等)
- ・施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答口個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等
- ・感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法(ゾーニング等)に関する説明、助言及び質疑応答
- ・その他、施設等のニーズに応じた内容

単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。

### 附則

この細則は、令和6年6月1日から施行する。